

生活困窮者自立支援制度 が始まりました!

生活困窮者自立支援法が今月施行されました。生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化することを目的に制定された法律です。

背景

長引く景気の低迷により、失業や非正規雇用、収入が低い人、働ける世代の生活保護受給者などが増加しています。また、少子高齢化の進展、単身世帯やひとり親世帯の増加、地域のつながりや近所づきあいの希薄化による社会的孤立が問題となっています。

このような社会状況の変化の中では、誰もが生活困窮に陥るかもしれないリスクに直面しているといえます。

制度の意義

生活にお困りの方の中には、経済的な問題だけではなく、社会的な孤立、健康、障害、家庭の問題など多様な複合的な問題を抱えている方もいます。こうした方にも

生活全般に渡る包括的な支援を提供する仕組みづくりが本制度の意義です。

事業の概要

社会福祉課内に、生活にお困りの方からの相談窓口を設置し、相談員が相談に応じます。相談内容を踏まえ、支援計画を策定し、支援につなげていきます。

具体的な支援策は、離職により住宅を失った方への家賃相当額の支給、すぐに就労が困難な生活困窮者の方に対して、就労に必要な訓練を行う支援、生活困窮家庭のお子さんに対する学習支援等を行います。

対象となる方は

生活保護を受けていない方で、生活に困窮していて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方は、どなたでも相談できます。

たとえば、長く失業している方、ひきこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方などが対象となります。

相談は無料。秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

☎社会福祉課 25-5204

相談から支援までの流れ

①まずは相談窓口へ

来所またはお電話でご相談ください。
(状況に応じてご自宅にも訪問します。)

②相談内容を把握する

- 生活のお困りごとや不安を相談支援員にお話してください。
- 相談内容によっては、他の適切な対応機関へつなげるか判断します。

③問題の分析・評価

- 問題の背景を相談者本人と相談支援員が協働で理解を深めます。
- 問題を分析・評価し、解決のための支援プランを相談者と一緒で作成します。

④支援決定・サービス提供

- 作成したプランは、関係者の話し合い(支援調整会議)により、正式に決定され、その支援プランに基づいて支援サービスが提供されます。

⑤自立目標に向けて一緒に取り組みます

- 相談者の必要に応じた支援が提供できるよう、地域の関連機関が連携して支援を提供します。
- 相談者の状態や支援提供状況を定期的に確認し、必要に応じて調整を行います。

ひとり親家庭 自立支援給付金制度

自立支援教育訓練給付金

就職に必要な資格や技能を身に付けるために教育訓練講座を受講する場合、受講費用の一部を支給。

対象 次の条件をすべて満たす方

- ① 市内に住所を有し、児童扶養手当支給水準のひとり親世帯
- ② 雇用保険法による教育訓練給付の支給を受けていないこと
- ③ 教育訓練を受けることが適職につくために必要であること
- ④ 過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと

対象となる講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等

支給額 講座終了後に、対象講座の受講料の40%相当額を支給(8,000円〜20万円を上限)

※講座を受講する際は、必ず、事前にご相談ください。

高等職業訓練促進給付金
(旧称：高等技能訓練促進費)

就職の際に有利となる資格を取得するため、養成機関で修業する必要がある場合に、訓練促進給付金を支給。また、卒業後に修了支援給付金を支給。

対象 次の条件をすべて満たす方

- ① 市内に住所を有し、児童扶養手

東日本大震災義援金

東日本大震災義援金へ多くの温かいご支援をお寄せいただきありがとうございます。
●3月23日現在

51,999,546円

お預かりした義援金は、日本赤十字社埼玉県支部へ送金し、義援金配分委員会を通じて全額被災された方々のもとへ届けられています。義援金をお寄せいただいた個人・団体の皆さんに、心から御礼申し上げます。
※義援金の受付期間は平成28年3月31日まで延長されました。

☎社会福祉課 25-5204

当支給水準のひとり親世帯

- ② 養成機関において2年以上のキャリアムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ③ 仕事または育児と修業の両立が困難であること
- ④ 過去に訓練促進給付金または修了支援給付金の支給を受けたことがないこと

対象となる資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

支給額

- 訓練促進給付金
 - 非課税世帯 月額10万円
 - 課税世帯 月額70,500円
- 修了支援給付金
 - 非課税世帯 50,000円
 - 課税世帯 25,000円

※申請の際は、事前相談が必要になります。詳しい内容については、直接お問い合わせください。

☎社会福祉課 25-5204

防災行政無線放送の内容を電話で確認できます。放送が聞きづらい場合はお問い合わせください。

7 防災無線ダイヤル カクニンくん ☎26-1134 (通話料金がかかります。)